



第3期 スポーツ基本計画 (令和4年3月25日)

12. スポーツ・インテグリティの確保

第3期スポーツ基本計画の概要 (詳細版)

12. スポーツ・インテグリティの確保

1 2 . スポーツ・インテグリティの確保

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

本文該当記載
P.68~69

【政策目標】

我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるような取組を進める。

①スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

②紛争解決制度の整備

【現状】

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がNFに対して行う適合性審査が令和2年度から開始され、スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程度醸成されたものの、適合性審査の仕組みがない一般団体の意識づけが弱い。
- ・ 適合性審査については、その在り方を含め、実施の過程で浮き彫りとなった課題等に対応する必要がある。
- ・ スポーツ仲裁・調停制度に関するスポーツ団体やアスリート等の理解が進んでおらず、十分な制度の活用がされていない。

【今後の施策目標】

- **スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。**
- **スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行う。**

【主な具体的施策】



一般スポーツ団体に対する
ガバナンスコードの普及



暴力等の根絶に向けた相談
窓口の更なる普及



スポーツ仲裁の自動応諾条項の
採択の拡充等による紛争の
迅速かつ適正な解決の促進

③ ドーピング防止活動の推進

【現状】

- 東京大会等に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していくことが必要。
- 国際的なドーピング防止活動に貢献するため、国内外の関係機関と連携していく必要がある。
- 東京大会の成果や知見を踏まえ、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の巧妙で高度化するドーピングに対応した情報共有体制や分析体制を継続的に検討していくことが必要。
- WADAの「教育に関する国際基準」に沿って対象者に応じた教育プログラムを実施する必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- ドーピング防止に貢献する研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、成果創出できるように支援する必要がある。

【今後の施策目標】

- WADAへの参画を通じて、また我が国の知見等を活かし、国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- 東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員の資質向上及び国際大会における活躍を推進する。
- 国内の関係機関と協力・連携を図り、ドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。
- ドーピングの防止に関する最先端研究を推進する。

【主な具体的施策（一部抜粋）】



国際的なドーピング防止活動
に貢献



ドーピング防止教育の
国際展開



医療従事者への情報提供

参考データ集

12. スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況

- JOC、JSPO及び加盟・準加盟団体の合計では90%、JPSA・JPC加盟競技団体の合計では56%。

(令和3年7月6日現在)

| | 採択済 | 未採択 | 未回答 | 合計 | 採択率(%) |
|---------------------|-----|-----|-----|----|--------|
| 統括団体(JOC・JSPO・JPSA) | 3 | 0 | 0 | 3 | 100 |
| JOC加盟・準加盟・承認団体(注1) | 60 | 6 | 0 | 66 | 91 |
| JSPO加盟・準加盟団体(注2) | 8 | 2 | 0 | 10 | 80 |
| 小計 | 71 | 8 | 0 | 79 | 90 |
| | 採択済 | 未採択 | 未回答 | 合計 | 採択率(%) |
| 都道府県体育・スポーツ協会 | 34 | 13 | 0 | 47 | 72 |

| | 採択済 | 未採択 | 未回答 | 合計 | 採択率(%) |
|--------------------|-----|-----|-----|----|--------|
| JPSA・JPC加盟競技団体(注3) | 26 | 7 | 13 | 46 | 56 |

※加盟団体の数は、2021年4月1日時点)による。

※回答がない等の団体は、連絡待ちの状態。

(注1) 特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く。

(注2) 重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

(注3) 重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。

(出典) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構HP<https://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html>に基づき作成。

補足：自動応諾条項を採択している団体とは、スポーツ団体のなした決定に対する不服について競技者等が仲裁申立てを行った場合に、スポーツ仲裁を利用し紛争解決を行うという意思表示を行っている団体

国際的なドーピング防止体制

- 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）にて、世界ドーピング防止機構（WADA）を中心とした国内及び世界レベルでの協力活動における推進・強化体制の確立を目的とした「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を採択。WADAは世界ドーピング防止規程及び同規程に基づく国際基準を策定した。

ユネスコ

- ・191か国が「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結。
- ・WADAの重要な任務への支援、WADAに対する資金供与など各締約国の役割等が規定。



各締約国が支援・資金供与

世界ドーピング防止機構（WADA:World Anti-Doping Agency）

- ・世界ドーピング防止規程及び同規程に基づく国際基準を策定。
- ・世界ドーピング防止規程に署名した当事者のドーピング防止活動等が世界ドーピング防止規程及び国際基準等に沿って実施されているか等をモニタリング。
- ・モニタリングの結果、署名当事者が世界ドーピング防止規程及び国際基準を遵守していない場合には、署名当事者の規程遵守に関する国際基準に基づき、資格停止処分と制裁措置等を賦課。



スポーツ側

- ・常任理事 5名
- ・理事 18名

国際オリンピック委員会(IOC)
 国際パラリンピック委員会(IPC)
 国内オリンピック委員会連合(ANOC)
 オリンピック夏季大会競技団体連合(ASOIF)
 国際競技団体連合(GAISF)
 オリンピック冬季大会競技団体連合(AIOWF)
 IOCアスリート委員会

政府側

- ・常任理事 5名
- ・理事 18名

アジア: 日本
 オセアニア: オーストラリア
 米大陸: コロンビア
 アフリカ: アフリカ連合
 欧州: フランス
 アジア: 日本/中国/韓国/サウジアラビア

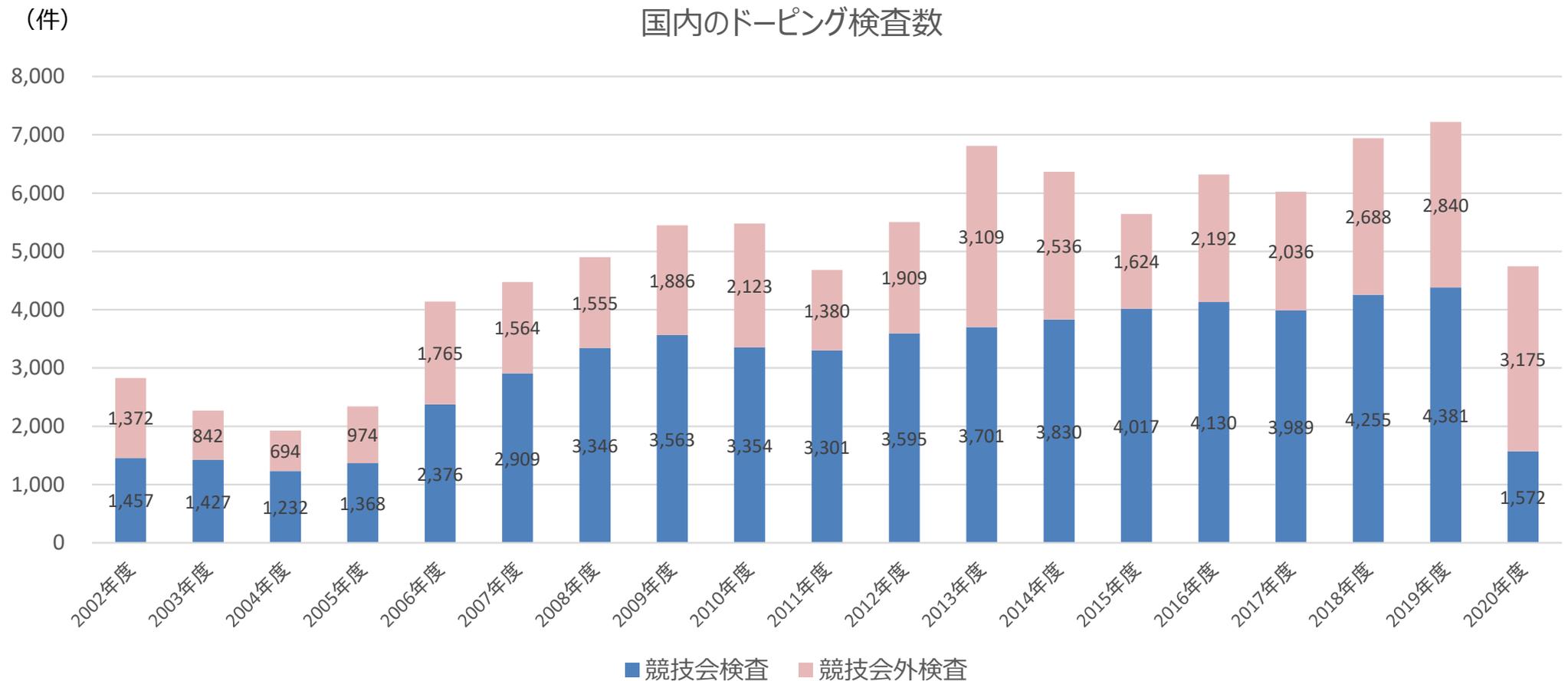
モニタリング / 資格停止処分・制裁措置

世界ドーピング防止規程への署名当事者

- ・国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）
- ・各国のオリンピック委員会（NOC）、パラリンピック委員会（NPC）等
- ・各国際競技連盟（IF）、各国のドーピング防止機関（NADO）

ドーピング検査件数の推移

○ ドーピング検査件数は、toto助成金の財源に支えられ、着実に国内検査件数の増加が図られている。近年、国際的に競技会外検査の件数が増加している傾向にあり、我が国の競技会外検査においても、引き続き、競技会外検査の割合を増加させていくとともに、世界ドーピング防止規程及び国際基準等に適合したドーピング検査等が実施できるよう、引き続き、ドーピング検査員の資質向上に取り組む。令和2年度(2020年度)の実績は、コロナ感染症拡大の影響を受け、前年度より検査数が減少している。



(出典) 国内のドーピング検査数：日本アンチ・ドーピング機構調べ